

令和4年度地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する検討会（第1回）
議事要旨

1 日時

令和4年10月31日（月）15:00～17:00

2 場所

オンライン開催

3 出席者

（委員）

穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
菊池 浩明	明治大学 総合数理学部 先端メディアサイエンス学科 専任教授
関本 義秀	東京大学空間情報科学研究センター 教授
板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
杉本 直也	静岡県交通基盤部 政策管理局 建設政策課
鈴木 昌幸	岡崎市役所 総合政策部デジタル推進課
高木 和之	株式会社ゼンリン DB戦略室長

（オブザーバー）

関係省庁

4 議事概要（主な発言要旨）

1. 議事1, 2 本検討会の概要、令和4年6月の個人情報ガイドラインの改訂について

- 資料中マスキングに関する説明の中で、加工して仮名加工情報となる場合があると記載されているが、行政機関は仮名加工情報を自ら作成することはなく、仮名加工情報を扱うのは民間のものを共同利用するなど特殊なケースしかないため、あまり当たらないとの注釈を入れた方がよい。
- 本検討会では、現在は地方公共団体が保有する情報を第三者に提供する場合を対象としているが、それ以外の場合、例えば行政機関が協議体の一部として民間と個人情報を共有する場合についても検討してはどうか。

2. 議事3 地方関係分の改訂の論点と方向性について

2. 1 論点1 個人情報保護法改正（地方関係）に伴う改訂箇所と方向性

- 自治体によって地番現況図についての理解が異なっていることがあらためてわかった。あまり細かく確認をせずに公開していたり、逆に審議をした上で公開をしていたりと、それぞれで判断して対応しており、条例にも明確に規定されていない点と思われる。本ガイドラインで一つの方向性をお示しいただけるのであればありがたい。
- 現行法に照らせば、地番は個人情報ないし保有個人情報の一部と考えざるを得ない。個人情報保護法第69条第1項の柱書の解釈として、自治体を含む行政機関等は、利用目的内であれば外部提供ができる。また、利用目的は本人から取得する場合のみ明示する必要があり、それ以外の場合は、特定はしないといけませんが、本人に必ず伝わらなければならないということはない。地番現況図は個人情報の一部として、個人情報ファイル簿にも載せることになる。そのうえで、利用目的内での外部提供だと整理するのが適当。この場合、個人情報保護

法に基づく開示・訂正・利用停止の対象になるが、自治体によっては、これらを事務として想定していない可能性がある。

- 利用目的内での外部提供として整理する以外に、臨時的な提供であれば、利用目的外であっても、要件を満たせば提供できる場合もある。
- 恒常的に提供する場合は提供することを利用目的に入れるようにとした場合、第三者提供が際限なくできてしまい、脱法行為的との批判も考えられるが、ガイドラインの記載として適切か。
- 前提として公的部門は、法令の所掌事務又は業務の範囲内でしか個人情報保有できないという制限があるため、際限なく利用できるということはない。利用目的については、今まで個人情報ファイル簿という形で公表していなかった自治体は利用目的を検討する必要があるため、「利用目的を特定した上で」という形でガイドラインに記載するのがよいか。なお、利用目的は提供ができるよう適切に記載する必要があるが、「提供すること」まで明記する必要があるかという点は議論があり得る。
- 現行法の下では審議会への諮問が行われてきたが、令和3年改正により諮問機関に恒常的に何でも聞くことは避けるようにという方向になったため、自治体によってこの審議会の扱いが揺れているのではないかと思う。
- 諮問機関については、従来は「きくのが良い」と書いてあった記載を、法改正の趣旨を踏まえ削除するが、特に必要がある場合には諮問することは妨げられないので、その旨記載すると理解。解釈も基本的に委員会がやるということで、委員会に必要な情報の提供、技術的な助言を求めることが多くなるのだろう。それぞれの自治体のCIO、CIO補佐官に相談することも有用。
- 本ガイドラインについて、個人情報保護委員会も協力いただき、委員会も是認した解釈だということであれば、自治体からそれがわかるよう、クレジットに入れた方がよいのではないか。今回必ずという趣旨ではないが、検討いただきたい。

2. 2 論点2 行政機関で近年活用が進んでいる新たな地理空間情報についての記載の追加

- 人流データについて、カメラ画像利活用ガイドブックで民間部門における取扱いについては整理した。元データの取得時は個人情報を守らなければならないが、個人に関する情報でなくなれば流通できるので、加工の部分を「人流データの利活用の手引」を踏まえて書けばよい。
- デジタル田園都市国家構想の関係などで、各自治体でアプリを開発し、データ連携基盤を導入してデータを有効活用していこうという流れがある。人流データ活用にあたり、スマートフォンアプリに登録された個人情報を取得するケースも増えると思われるので、ガイドラインに記載いただきたい。
- 三次元点群データについては、点群自体と、点群を整備する際に一緒に取得する画像情報の2点を考える必要がある。点群自体は、密度によっては人の顔までは分からないということ

になると思うが、画像情報をどう考えるは整理が必要。国土地理院で検討会を立ち上げることであり、そこで精密な議論をしたい。

- 空から撮ったデータは、個人が特定できる情報ではないとの認識。車上から撮っているものには、人の顔などが判別できる写真も実際に含まれる。ただ、成果物としては色つきの点群データとして公開し、写真は公開しないという方法もある。個人が特定できる情報を取り除く処理コストもかかってくるので悩ましいところ。
- ガイドライン P3 4 等の本文中に「写真地図を利用する事業者等において、このように他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、(略)当該写真地図は個人情報に該当しないと考えられる」との記載があるが、逆に提供先の当該事業者が個人情報を持つ場合は個人情報として見ないといけないということか。今後 AR などいろいろな形で 3D のデータも使われようとするときに、文字情報と空間情報とセットで使われることも考えられる。事業者側で何らかの個人情報を持っている場合、それらのものが全部個人情報になるというような考え方か。
- 個人情報の提供に対する制限は、提供元における個人情報該当性で判断され、提供先との容易照合性は通常考えない。ただし、行政機関が個人関連情報を提供する場合は、提供先で個人関連情報が個人情報として取得される場合に係る規制はある。行政機関では恐らくほとんど個人関連情報を意識していないので、そこも意識した記述にする必要がある。
- 付加情報のない「地図」は個人関連情報ですらないという整理なのだろうと思うが、その点ははっきり書かれていないため、明確に書いたほうがいい。例えば IP アドレスは、家族が何人かいても個人関連情報に当たるという解釈で固まっているが、何人か住んでいる家の形が個人関連情報に当たるかという点はあまり検討されていない。地図を取得した方でいろいろな情報を書き加える場合に、同意を取って確認するというようなことは恐らくやっていないので、どのように整理するかは検討を要する。
- 地方公共団体が人流データを取得する際の実態として、大学や民間企業と協議会をつくって取得している場合、自治体が民間企業に委託している場合、民間企業が取得したものを自治体の名前で提供している場合など、その形態は多岐に渡る。民間のカメラ画像利活用の場合、管理主体が誰であるかを最初に明確にすることが求められているが、自治体が絡む場合の管理主体の在り方はなかなか難しく、一概に決められない。
- データのガバナンスとしては、協議会やコンソーシアムが全体として管理していますというガバナンスを見せればいいのか。それとも、その中でちゃんと自治体が入っていますとか、加工や推定は大学がやっていますとか、具体的に誰がやっていますというのが見えればいいのか。
- 地理空間情報の利活用を進めていく上でいろいろなプレイヤーが関わる場合に、まずガバナンスがしっかりしなくてはならない。利活用によって自分の権利利益が侵害されることを気にする関係者にとって、誰がやっているか分からないというのは不安をあおるので、明確化させる必要。関係者の資格・ポジションや組織・ガバナンスの仕組みを対外的に説明したり、外の目を意識的に取り入れることで、内部で不適切なことが行われないう積極的に取

り組んでいただくのがよいと考える。地理空間情報をいろいろな主体が関わって利用していく上での TIPS を紹介できるとよい。

- コンソーシアムの場合、コンソーシアムと構成主体は別なので、コンソーシアムが保有するデータはそれぞれが持ち帰って好きに使えるわけではないという点に注意。共同利用という方法もあるが、事業者側の枠組みなので、行政機関が入るスキームを構築するにはテクニックが必要。個人情報をどのように誰が持ちたいのか、保有者として欲しいのか、単に研究成果だけ欲しいのかをよく考えてスキームを組む必要がある。 (了)